

静岡県公安委員会規則第9号

組織改正等に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和7年3月27日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

組織改正等に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

(静岡県警察国有物品管理規則の一部改正)

第1条 静岡県警察国有物品管理規則(昭和39年静岡県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(物品供用員) 第5条 県本部の各課、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊(以下「課等」という。)、浜松市警察部庶務課、警察学校並びに警察署に物品供用員を置く。 2 物品供用員は、課等、浜松市警察部庶務課、警察学校又は警察署(以下「所属」という。)の長の職にある者をもって充てる。 3・4 (略)	(物品供用員) 第5条 県本部の各課、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊(以下「課等」という。)、浜松市警察部庶務課、 <u>サイバー対策本部</u> の各課、警察学校並びに警察署に物品供用員を置く。 2 物品供用員は、課等、浜松市警察部庶務課、 <u>サイバー対策本部</u> の各課、警察学校又は警察署(以下「所属」という。)の長の職にある者をもって充てる。 3・4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県警察職員の救慰金等の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 静岡県警察職員の救慰金等の支給に関する条例施行規則(昭和42年静岡県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(救慰金等の申請) 第3条 警察本部及び市警察部の課長(所長及び隊長を含む。)、警察学校長並びに警察署長(以下「所属長」という。)は、条例第2条に該当すると認められる職員があるときは、速やかに殉職者救慰金支給申請書(様式第1号)又は障害者救慰金・傷病者見舞金支給申請書(様式第2号)に次の各号に定める書類を添えて警察本部長(以下「本部長」という。)に申請しなければならない。	(救慰金等の申請) 第3条 警察本部、 <u>市警察部及びサイバー対策本部</u> の課長(所長及び隊長を含む。)、警察学校長並びに警察署長(以下「所属長」という。)は、条例第2条に該当すると認められる職員があるときは、速やかに殉職者救慰金支給申請書(様式第1号)又は障害者救慰金・傷病者見舞金支給申請書(様式第2号)に次の各号に定める書類を添えて警察本部長(以下「本部長」という。)に申請しなければならない。

(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
-------------	-------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(聴聞及び意見の聴取の主宰者並びに弁明を録取する警察職員の指定等に関する規則の一部改正)

第3条 聴聞及び意見の聴取の主宰者並びに弁明を録取する警察職員の指定等に関する規則（平成6年静岡県公安委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(聴聞の主宰者)</p> <p>第2条 聴聞等規則第3条に規定する聴聞を主宰する警察職員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 生活安全部人身安全少年課理事官及び管理官、生活安全部生活保安課許可事務指導管理室長又は許可事務指導管理室管理官、<u>交通部交通企画課理事官（部付を兼ねる者を除く。）及び管理官</u>（次席を兼ねる者を除く。）、交通部交通指導課交通捜査室長又は交通捜査室管理官、静岡県警察放置駐車対策センター管理官、交通部運転免許課管理官、静岡県警察東部運転免許センター管理官、静岡県警察中部運転免許センター管理官並びに静岡県警察西部運転免許センター管理官の職にある者</p> <p>(5) (略)</p> <p>(指定書の交付)</p> <p>第5条 <u>第2条第6号</u>に規定する警察職員の指定及び<u>第3条第6号</u>に規定する主宰者の指定については、指定書（別記様式）を交付して行う。</p>	<p>(聴聞の主宰者)</p> <p>第2条 聴聞等規則第3条に規定する聴聞を主宰する警察職員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 生活安全部人身安全少年課理事官及び管理官、生活安全部生活保安課許可事務指導管理室長又は許可事務指導管理室管理官、<u>交通部交通企画課管理官</u>（次席を兼ねる者を除く。）、交通部交通指導課交通捜査室長又は交通捜査室管理官、静岡県警察放置駐車対策センター管理官、交通部運転免許課管理官、静岡県警察東部運転免許センター管理官、静岡県警察中部運転免許センター管理官並びに静岡県警察西部運転免許センター管理官の職にある者</p> <p>(5) (略)</p> <p>(指定書の交付)</p> <p>第5条 <u>第2条第5号</u>に規定する警察職員の指定及び<u>第3条第5号</u>に規定する主宰者の指定については、指定書（別記様式）を交付して行う。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式中「第2条第6号」を「第2条第5号」に、「第3条第6号」を「第3条第5号」に改める。

(不正競争防止法に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第4条 不正競争防止法に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成27年静岡県公安委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>静岡県警察に勤務する警察官のうち、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項の静岡県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>静岡県警察に勤務する警察官のうち、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項の静岡県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>静岡県警察サイバー対策本部に勤務する警部以上の階級にある警察官</u></p> <p>(4) (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第5条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年静岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>静岡県警察に勤務する警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）第19条第3項の静岡県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>静岡県警察に勤務する警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（<u>平成3年法律第94号。</u>以下「法」という。）第19条第3項の静岡県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>静岡県警察サイバー対策本部の警部以上の階級にある警察官</u></p> <p>(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年3月28日から施行する。